

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

1. 就学援助ってどんな制度？

藤沢市では、経済的な事情で児童生徒の就学が困難な世帯に学用品費や給食費等の一部を援助しています。援助を希望される方は申請書を在学する学校へご提出ください。

2. 援助を受けられる人

お子さんが藤沢市の公立小・中学校に在籍していて、次のいずれかにあてはまる場合は、就学援助を受けることができます。

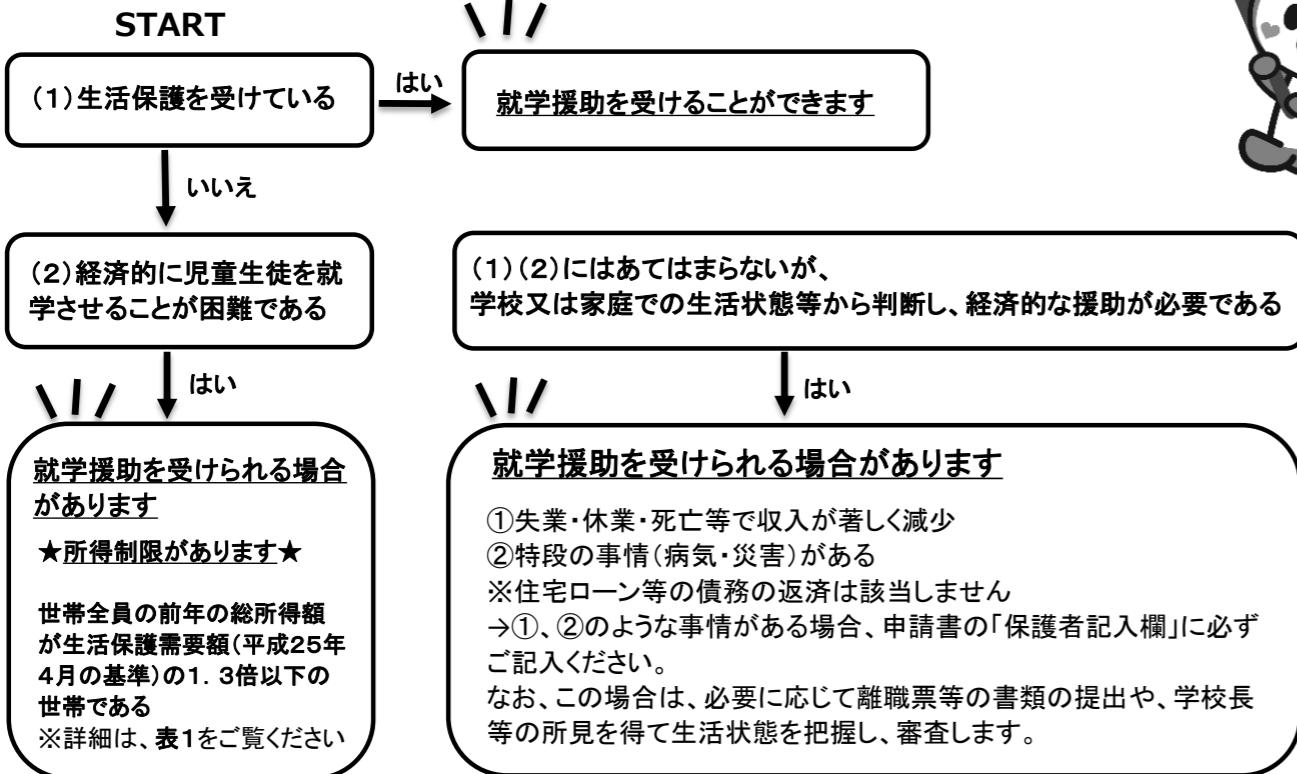


表1 (認定世帯の目安) … 表中の目安となる年間総所得は、世帯の年齢構成等により上下しますので、あくまで**目安として**、ご利用ください。
目安額を下回っても不認定となる場合や、上回っても認定となる場合があります。

世帯人員	世帯構成	目安となる年間総所得(円)
2人世帯	20～40歳1人・小学生1人	233万円
3人世帯	20～40歳1人・小学生1人・中学生1人	325万円
3人世帯	20～40歳1人・41～59歳1人・小学生1人	303万円
4人世帯	20～40歳1人・41～59歳1人・中学生1人・高校生1人	376万円
4人世帯	20～40歳2人・小学生1人・中学生1人	381万円
5人世帯	20～40歳1人・41～59歳1人・小学生1人・中学生1人・70歳以上1人	414万円
5人世帯	20～40歳1人・41～59歳1人・小学生1人・中学生1人・未就学児1人	406万円

※年間総所得は、世帯の中で所得のある方全員の所得金額の合計。年金やパート等の所得も含まれます
 ※年齢は令和5年度末時点のものとし、(令和6年1月以降の出生者は世帯人員に含まれません)
 ※認定か否かについて、お問い合わせいただいてもお答えできません。申請後、審査結果をご確認ください

★就学援助制度は、毎年度申請が必要な制度です

就学援助の認定(不認定)の審査に際し、世帯構成員の生活保護受給情報、児童扶養手当受給情報、所得・扶養状況、児童生徒の給食喫食状況等について、藤沢市教育委員会が、個人情報収集し利用しております。収集した個人情報は、就学援助認定(不認定)審査以外の目的での利用はいたしません

3. 申請方法

- 1. 提出先** お子さんが在籍している学校
- 2. 提出書類** ①就学援助費申請書兼世帯票(申請書)
②所得確認書類(※所得の確認が必要な方のみ)
- 3. 提出期限** **2024年(令和6年)4月30日(火)** ※学校就業時間内に提出してください

申請の際には、裏面の「提出についての注意事項」及び申請書裏面の◆◇よくある質問◆◇を必ずお読みください！
申請書のほかに所得確認書類が必要になる場合もあります

4. 申請結果および支給について

- 1. 申請結果** 各世帯の所得や家族の状況などを総合的に審査し、郵送にて**7月中旬頃**、各ご家庭に通知します
- 2. 支給方法** 原則として、申請書にご記入いただいた**保護者口座への振込み**です
- 3. 支給時期** **9月末・1月末・3月末**の予定です。支給時期には、郵送にて支給通知をお送りします(めがね購入費を除く)
- 4. 支給内容** 「表2」をご参照ください
※学用品費、デリバリー給食費、修学旅行費等は、事前にご家庭から学校への支払いが発生しますのでご注意ください。就学援助制度は、ご家庭から事前に学校へお支払いいただいた費用の一部について、追って支給するものです。

表2 (令和5年度支給内容) (生活保護を受けている世帯については、☆印のみ支給対象)

支給費目	対象者	年間支給額		支給時期等
		小学校	中学校	
中学校入学準備金	第6学年	63,000円		1月末または3月末 ※申請時期による
学用品費・通学用品費	第1学年	11,630円	22,730円	9月末・1月末・3月末の3回に分けて支給
	その他の学年	13,900円	25,000円	
学校給食費	全員	実費	実費	裏面のとおりに
☆修学旅行費	参加者	ほぼ実費	ほぼ実費	9月末または1月末 ※実施時期による
☆校外活動費(社会見学費)	参加者	上限1,600円	上限2,310円	3月末
☆校外活動費(林間学校費)	参加者	上限3,690円	上限6,210円	1月末または3月末 ※実施時期による
☆通学費(特学)	特別支援級在籍者	実費	実費	9月末・1月末・3月末の3回に分けて支給
卒業アルバム購入費	卒業学年	実費	実費	3月末
めがね購入費	該当者	上限あり	上限あり	医療機関等へ直接支払い

※修学旅行費・校外活動費については、年間で1回分のみの支給です
 ※支給費目・支給額は、国要綱等の改正により、変更となる可能性があります
 ※支給費は表中の費目以外の目的には使用することはできません

5. めがね購入費援助について

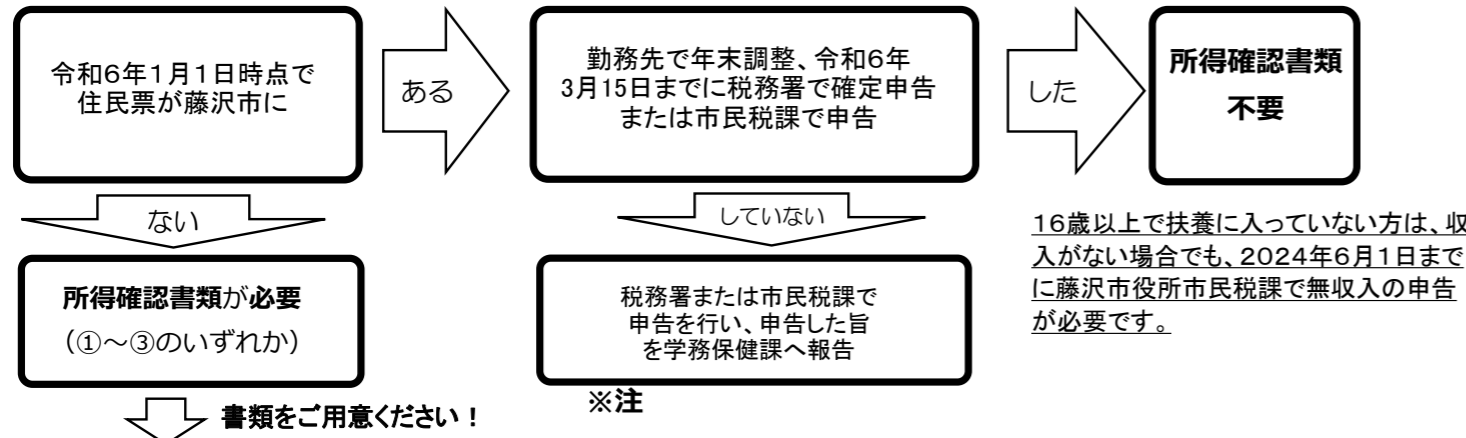
めがね購入費援助は、学校の視力検査又は日常の学校生活等の中で、専門医による検眼が必要であるとされた場合に、検眼等に必要書類を交付し、その検眼料を援助するものです。また、めがねが必要になった場合に、めがねの購入費を援助するものです(限度額あり)。
 学校の健康診断で対象と認められた方には、7月下旬以降、別途書類を送付します。
 それ以外(ご自身で受診予定等)の方は認定の通知が届きましたら、お手数ですが学務保健課までお電話ください。
 7月下旬以降に随時書類を送付します。なお、認定通知が届く前にめがねを購入する必要がある場合は、事前に学務保健課へお問い合わせください。

裏面「提出についての注意事項」及び◆◇よくある質問◆◇を必ずお読みください

「提出」についての注意事項

1. 所得の申告ができていないか必ず確認してください！

世帯全員の(令和5年1月～令和5年12月)の年間総所得額を確認できたご家庭から審査を進められます。
 所得の申告期限内に正しく申告がされていない場合、申請書を期限内に提出していても、審査を進めることができません。
 所得の確認ができた月からの申請として扱います。十分ご注意ください。



16歳以上で扶養に入っていない方は、収入がない場合でも、2024年6月1日までに藤沢市役所市民税課で無収入の申告が必要です。

- ①源泉徴収票(令和5年分・コピー可)
 - ②確定申告書(控)(令和5年分・税務署の收受印または、e-Taxの場合は受付日時／番号のあるものに限る・コピー可)
 - ③所得証明書(令和6年度・原本)※令和5年中の所得がわかるもの
- ★2024年(令和6年)1月1日時点での住民登録地市区町村で6月以降取得できます。また、所得金額の記載のない非課税証明書は所得確認ができないため、受け付けることができません。非課税証明書しか発行されない場合は、2024年(令和6年)1月1日時点での住民登録地市区町村の市民税担当課にて申告の手続きをしていただいた上で所得証明書をお取りください
 ※ご提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください

所得確認書類が必要な方(該当者のみ)は、**2024年(令和6年)6月13日(木)までにご提出ください。**

提出期日を過ぎた場合には、提出した月からの中途申請として扱います。

年度の途中で申請し、所得確認書類が必要な方は、申請書と一緒に学校へご提出ください。 **※注 ご注意ください！**

税務署への申告期限(3月15日)を過ぎて所得の申告を行った場合、申告した旨の連絡がないかぎり、学務保健課では所得の確認ができません。**税務署への申告期限が過ぎてから所得の申告を行った際には、学務保健課に申告を行った旨の報告並びに所得の確認ができる書類の提出をお願いします。**学務保健課が所得の確認をできた月からの中途申請扱いとします。

2. 申請者について

申請者欄には必ず保護者の氏名を記入してください。認否通知、支給通知については、申請書の「申請者(保護者)」欄に記入いただいた住所に送付します。不都合な場合は、申請書裏面にその旨を記入してください。

3. 世帯の状況について

世帯の状況は、住民票が同一世帯の方全員、住民票が別でも同一生計の方(生活費を共にしている方)全員を記入してください。(例: 単身赴任、別居の保護者等を含みます)

4. 住宅について

申請書に記入した住所での住宅について記入してください。駐車場代・住宅ローンは家賃ではありません。

5. 振込口座について

申請者(保護者)名義の口座を指定してください。
 ※必ず提出をする前に通帳などと照らし合わせ、支店名、口座番号などをご確認ください。
 ※金融機関によっては、口座番号とお客番号があります。お間違いのないようお願いいたします。
 ※ゆうちょ銀行に振込希望の場合は、必ず振込用口座番号を記入してください。ゆうちょ銀行の支店名は漢数字3桁です。

6. 申請書の提出について

お子さんを介して申請書を学校に提出する際には、提出し忘れや紛失により学校に申請書が届かないことがないように十分ご注意ください。学校の教職員に渡すことで、申請が完了したとみなされます。

7. 申請書に書ききれない場合は・・・

世帯の状況欄に世帯構成員を書ききれない場合は、お手数ですが、申請書をコピーしてお使いください。

就学援助制度をご利用の皆様へ

学校給食費について

1 小学校の給食費について

小学校給食費は、就学援助が認定されると、学務保健課から学校給食課へ直接支払われます。(保護者の皆様には支給されません。)

なお、就学援助の審査結果が出るまでの給食費の納期限は次のとおりです。

(生活保護を受給している場合は生活保護費から給食費が支払われます。)

月分	給食費	申請後納期限
4、5月分	9,000円 (1年生は6,390円)	2024年 9月30日(月)
6月分	4,500円	
7月分	4,500円	

就学援助申請の結果については、7月中旬頃、各ご家庭に通知します。

- ・認定の場合・・・就学援助の審査結果通知に記載された「認定月」以降の給食費は支払不要です。
- ・不認定の場合・・・申請後納期限(9月30日)に4月から7月分の合計をまとめてお支払いいただきます。

2 中学校の給食費について

中学校給食費は、就学援助が認定されると、喫食した分の給食費を以下のとおり、年3回の支給時期に学務保健課から支給します。なお、給食費は前払い制のため、一度保護者にご負担いただき、その後、喫食した分の給食費を支給します。

(生活保護を受給している場合は生活保護費から給食費が支払われます。)

区分	金額(1食あたり) ※牛乳含む	支給時期
給食	330円	2024年9月末(2024年4～7月分) 2025年1月末(2024年9～12月分)
給食(おかずの大盛)	400円	2025年4月末(2025年1～3月分)

※牛乳のみの場合も支給対象です。牛乳の金額は年度ごとに変更する場合がありますので詳細は学校給食課までお問い合わせください。

就学援助申請の結果については、7月中旬頃、各ご家庭に通知します。

- ・認定の場合・・・就学援助の審査結果通知に記載された「認定月」以降に喫食した分の給食費を上記支給時期に支給します。
- ・不認定の場合・・・給食費の支給はありません。

「学校給食に関する問い合わせ先」
 藤沢市教育委員会 学校給食課 TEL0466-50-8247